

平成 23 年 12 月 21 日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
平成 22 年(ワ)第 10241 号 損害賠償請求事件
口頭弁論終結日 平成 23 年 10 月 5 日

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]
同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗
同 白 井 晶 子
同 太 田 賢 志
同 佐 藤 顯 子
同訴訟復代理人弁護士 五 反 章 裕

[REDACTED]
被 告 石 井 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 諸 野 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 福 田 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 太 田 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 甲 斐 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 岡 本 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 廣 瀬 [REDACTED]
上記 7 名訴訟代理人弁護士 藤 勝 辰 博

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帶して、3520万円及びこれに対する被告石井■については平成22年4月16日から、被告諸野■、被告福田■、被告太田■、被告甲斐■及び被告岡本■については同年5月14日から、被告廣瀬■については同年4月15日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 当事者の主張

1 原告の請求原因

- (1) 原告は、昭和■年■月■日生まれの女性で、高等学校を卒業後、会社勤めを経て、26歳で婚姻して以降は専業主婦であり、これまで投資信託を行なったことがあるが、株取引や先物取引の経験はなく、夫が認知症で入院したことから、現在、一人暮らしをしている者である。
- (2) 訴外エナジープラン投資事業組合（以下「訴外組合」という。）は、訴外下山■（以下「訴外下山」という。）を業務執行組合員とする民法上の組合であり、訴外株式会社エスジーエス販売（以下「訴外SGS販売社」という。）は、平成21年9月7日に設立され、訴外花上■（以下「訴外花上」という。）を代表取締役とする株式会社である。
- (3) 訴外組合の訴外下山は、原告を含む一般人に対し、訴外株式会社エスジー エス（以下「訴外SGS社」という。なお、後記の商号変更前の有限会社オリジン及び株式会社オリジンを含めて訴外SGS社ということもある。）が発行する新株予約権付社債は、真実は同社の経営状態が芳しくなく、投資の

価値があるとはいえないのに、同社債には額面を超える高い価値があり、投資家が買取りを希望しているものである旨虚偽の事実を申し向けて欺罔し、原告ら一般人をして訴外 SGS 販売社から同社債を買い受けさせようと企て、訴外 SGS 販売社の訴外花上及び訴外横山 [] (以下「訴外横山」という。) と意を通じ、訴外組合から、平成 22 年 1 月 12 日ころ、原告に対して、訴外 SGS 社の会社案内及び新株予約権付社債募集案内を送付し、その後、訴外横山から、「イーストの織田」及び「グランツの中村」と称して、原告に電話を架けて、数度にわたって、同社債は案内を送付された者だけが購入できるところ、原告が購入すれば額面の 3 倍ないし 5 倍の価格で買い取りたいので、まとまった口数を購入するよう申し向け、そのとおりであると誤信した原告は、同月 29 日までの間に、前後 7 回にわたって、訴外組合に対して合計 320 口の同社債の購入を申込み、訴外 SGS 販売社から同口数の同社債を譲り受け、訴外組合に対し合計 3200 万円を支払った。

(4) 訴外 SGS 社は、平成元年 5 月 24 日に旭化成関連会社の下請けとして機械設備等の設計施工等を行う有限会社オリジンとして設立され、平成 18 年 5 月 12 日に株式会社オリジンへ商号変更されて移行し、平成 21 年 7 月には、商号を訴外 SGS 社に変更し、資本金を 1 億 500 万円に増額し、目的を「香港、シンガポールにおける外貨両替所の運営事業」「発光ダイオードによる照明、表示にかかる技術開発事業」等に変更したものであり、訴外東條 [] (以下「訴外東條」という。) は、上記株式会社オリジンへの移行の前から、上記(3)の原告に対する訴外 SGS 社社債の勧誘及び販売の時期を含めて、有限会社オリジン、株式会社オリジンないし訴外 SGS 社の代表取締役であったものである。

(5) 被告石井 [] (以下「被告石井」という。)、被告諸野 [] (以下「被告諸野」という。)、被告福田 [] (以下「被告福田」という。)、被告太田 [] (以下「被告太田」という。)、被告甲斐 [] (以下「被告甲斐」とい

う。) 及び被告岡本 [] (以下「被告岡本」という。) は、上記(3)の原告に対する訴外 SGS 社社債の勧誘及び販売の時期において、訴外 SGS 社の取締役であり、被告廣瀬 [] (以下「被告廣瀬」という。) は、同時期に、同社の監査役であったものである。

(6) 訴外東條は、訴外組合、訴外下山、訴外 SGS 販売社、訴外花上及び訴外横山（以下、併せて「訴外組合ら」という。）が、上記(3)のように、原告を含む一般人に対して訴外 SGS 社の新株予約権付社債発行に係る欺罔を行い、訴外 SGS 社の社債販売名下に、その代金として金員を騙取することについて、このような社債発行に係る詐欺行為であることを知りながら、訴外 SGS 社をして、これに加担した。

なお、当時、同社の取締役であった被告石井、被告諸野、被告福田、被告太田、被告甲斐及び被告岡本並びに監査役であった被告廣瀬も、同様にこれに加担した。

(7) このように、訴外 SGS 社が、原告を含む一般人に対する同社の新株予約権付社債発行に係る欺罔、社債販売名下の代金騙取に加担していたのに、当時、同社の取締役であった被告石井、被告諸野、被告福田、被告太田、被告甲斐及び被告岡本並びに監査役であった被告廣瀬は、代表取締役である訴外東條の業務執行を監視監督し、違法な業務執行をさせないようにすべき義務を怠り、上記のような違法行為を行うがままにさせていたものである。

(8) 訴外 SGS 社は、平成 22 年 3 月ころには、事実上倒産し、原告は、上記の社債代金を回収しようと試みたが、全く返還されることとなかった。

(9) よって、原告は、被告らに対し、上記のように訴外組合ら及び訴外東條と共同して、新株予約権付社債の販売名下に行った詐欺行為について、不法行為に基づく損害賠償として、上記 320 万円及びこれと因果関係のある弁護士費用相当額として 320 万円の合計 3520 万円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求めるものであり、選択的に、訴外 SGS 社の取締役又は

監査役として、同社の事業が適法なものとなるよう業務執行を行なうべき義務があったのに、これを怠ったとして、会社法429条1項に基づき、同額の損害賠償を求めるものである。

2 被告らの認否等

(1) 請求原因(1)～(3)は知らない。

(2) 請求原因(4)は認める。

(3) 請求原因(5)については、被告石井が平成22年1月ころ訴外SGS社の取締役であったことは認めるが、被告諸野、被告福田、被告太田、被告甲斐及び被告岡本がそのころに同社の取締役であったこと並びに被告廣瀬がそのころに同社の監査役であったことは否認する。

まず、被告福田は、訴外東條から訴外SGS社取締役への就任の依頼を受けておらず、勿論承諾もしておらず、そもそも取締役に就任していない。被告諸野、被告太田、被告甲斐、被告岡本及び被告廣瀬は、平成21年7月ころ、訴外東條から依頼を受けて同社の取締役及び監査役に就任したが、同年11月ころには取締役及び監査役を退任しており、平成22年1月ころには取締役又は監査役ではなかった。

(4) 請求原因(6)は否認する。

訴外東條は、平成21年6月ころ、知人の紹介で、名の分からぬ長谷川某と知合い、徐々に同人と交流を深め、同人から、訴外SGS社の事業につき、海外での両替業を共同で行なうことを誘われたり、オリジンという社名の変更や資本金の増額の助言を受けたりしたほか、同人から、投資家を募つて訴外SGS社に1000万円程度の投資をさせたい旨の提案がされ、訴外東條は、訴外SGS社の資金繰りに窮していたから、この提案に応じて、投資を募るよう依頼をしたが、その後、投資の話は困難となつたとして、社債募集の方法によって1000万円を調達する旨の提案がされ、訴外東條は、全く知識がなかつたものの、訴外SGS社として借錢をすることであろうと

考え、これに応じただけである。

訴外東條及び訴外 S G S 社は、上記の訴外組合らによる社債販売に全く関与しておらず、何も知らなかつた。長谷川某から金員の受領もしていない。
なお、被告らも社債販売に全く関与していない。

(5) 請求原因(7)は否認し争う。

上記のように、訴外 S G S 社は訴外組合らによる社債販売に関与していないのであるから、同社の取締役及び監査役として、被告らが責任を問われる謂われはない。また、仮に訴外 S G S 社が社債販売に加担していたとしても、それは代表取締役である訴外東條が被告らに内密に行っていたものであつて、被告らがこれを監視監督して是正することはできなかつたし、被告諸野、被告太田、被告甲斐、被告岡本及び被告廣瀬は、訴外東條から取締役又は監査役として名義を貸してほしいと依頼されて応じたに過ぎず、実質的に会社の経営に関与しておらず、役員報酬も受け取っていないのであるから、その責任を問われる立場にあつたとはいえない。

(6) 請求原因(8)のうち、訴外 S G S 社が事実上倒産したことは認め、その余は知らない。

(7) 請求原因(9)は争う。

第3 当裁判所の判断

- 1 請求原因(1)（原告の経歴等）については、証拠（甲9）及び弁論の全趣旨により、これを認めることができる。
- 2 請求原因(2)（訴外組合の組織等）については、証拠（甲5、調査嘱託回答）及び弁論の全趣旨（訴外 S G S 販売社の資格証明書を含む。）により、これを認めることができる。
- 3 請求原因(3)（訴外組合らによる訴外 S G S 社の社債発行に係る詐欺行為）について検討する。

(1) 証拠（甲1の1・2、2、3の1～7、4の1～32、5～10）及び弁

論の全趣旨によれば、次のような事実を認めることができる。

ア 訴外組合は、平成22年1月ころ、原告に対し、訴外SGS社の会社案内、同社が発行する新株引受権付社債販売の案内及び同社債購入の申込書を送付したが、会社案内には、同社が外貨両替の事業、LED照明の事業及び水処理プラント事業を現に行なっている成長企業であるよう記載されるとともに、同社の住所、電話番号及びファックス番号並びに代表取締役、取締役及び監査役の各氏名が記載され（これら同社の住所～役員の氏名はすべて実際の訴外SGS社の当時の登記どおりのものが記載されており、役員の氏名として訴外東條及び被告らの氏名が記載されていた。）、社債販売の案内には、年利12%，1年償還、一口10万円等の条件の同社の新株引受権付社債を販売するので申し込まれたい旨の勧誘文言と訴外組合の電話番号及びファックス番号が記載されていた（甲1の1・2，2）。

イ その直後、原告に対して、「イーストの織田」と称する人物（後記のとおり訴外横山である。）から、電話があり、訴外SGS社の社債を投資家が探しているが、案内の送付された者しか購入できないので、原告は宝くじに当たったようなものであり、3倍ないし5倍の価格で買い取るから、100口購入するよう申し向けてきた（甲6～9）。

ウ 原告は、この電話を聞いて、訴外SGS社は成長が見込まれ、その社債には高い価値があり、投資家が3倍ないし5倍で買い取ってくれるものと信用し、平成22年1月12日、送付されていた社債申込書に所要に事項を記入して訴外組合にファックス送付し、100口の購入を申し込み、同組合の指定する同組合名義口座に50口分の500万円を送金した（甲2,3の1,9）。

エ その後、訴外組合から、原告に対し、訴外SGS社の新株予約権付社債券が送付されてきたが、同券面には、額面100万円と記載され、訴外SGS社の代表取締役として訴外東條の記名及び同社印の印章が押印されて

おり、裏面には、社債権者である訴外 SGS 販売社から原告に同社債が譲渡された旨の記載がされていた（甲 4 の 1～5）。

オ 上記以降平成 22 年 1 月 29 日までの間に、「イーストの織田」又は「グラントの中村」（後記のとおり訴外横山である。）と称する者から、再三にわたって、原告に電話があり、投資家が買い取りを希望しているので、訴外 SGS 社の社債を買い増すよう申し向け、やはりこれを信用した原告は、上記ウと合わせて、前後 7 回にわたって、訴外組合に対して合計 320 口の同社債の購入申込みを行い、訴外組合に合計 3200 万円を送金した。その都度、訴外組合から原告に、上記と同様の訴外 SGS 社の社債券が送付されてきた（甲 3 の 2～7、4 の 6～32、6～9）。

カ この間、原告が、「イーストの織田」から、イーストも 180 口の社債を購入したことを聞かされた直後に、訴外組合に電話をしたところ、訴外組合からイーストが社債 180 口を購入した旨の平仄の合った話を聞かされたことがあり、原告は、イーストの織田の話を一層信用するに至った。

キ ところで、訴外組合は、実際には事務所を構えずに、住所の利用、郵便受取及び電話秘書代行等を業者に委託して業務を行っており、業務執行組合員である訴外下山がその契約を行っていたものであり、他方、原告に電話を架けてきた「イーストの織田」及び「グラントの中村」の電話番号は、転送電話サービスを行う業者のものであり、同社と同番号の契約を行っていたのは、訴外横山であって、同人が「イーストの織田」及び「グラントの中村」を名乗って電話を架けていたのであるが、訴外下山の平成 21 年 8 月以降の住民票上の住所と訴外横山の平成 21 年 1 月以降の運転免許証上の住所とは共に「[REDACTED]」であって、全く一致していた（甲 5～8）。

ク 訴外 SGS 販売社は、上記原告らへの社債販売の勧誘が始まる少し前の平成 21 年 9 月 7 日に設立され、その名称を訴外 SGS 社と似たものとし、

その目的を訴外 S G S 社と全く同じものとしており、上記の訴外組合名の新株引受権付社債販売の案内に記載された電話番号及びファックス番号は、訴外 S G S 販売社の代表取締役である訴外花上が契約しているものであつた（甲 10）。

ケ なお、原告から訴外組合らに対する本件と同旨の詐欺行為を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求においては、訴外組合、訴外下山、訴外 S G S 販売社及び訴外花上にあっては住居所不明で公示送達となり、訴外横山にあっては弁論に欠席し、いずれも認容の判決がされた。

(2) 以上のように、訴外組合及び訴外 S G S 販売社から原告に対する訴外 S G S 社の社債販売の勧誘と、訴外横山から別会社を装った電話による働きかけとが、時期を合わせて行なわれていたという事実関係、訴外下山と訴外横山とが住所を同じくしており親密な知り合いと認められること、訴外 S G S 販売社が社債の売主であり訴外花上が訴外組合の電話契約に関与していること等の事情を併せ考えれば、訴外組合らが互いに意を通じて、上記のような原告への勧誘、働きかけを行ったものであることが優に認められる。

そして、証拠（乙 8（但し、以下の認定に反する部分を除く。））及び弁論全趣旨によれば、平成 22 年 1 月当時、訴外 S G S 社は、外貨両替事業に参入しようとしていたことは窺われるが、少なくとも未だ本格的に参入しておらず、LED 事業や淡水藻事業は未だ成果を上げておらず、資金繰りに窮している状況であり、その後の同年 3 月には事実上の倒産に至るという経営状況であったことが認められ、上記訴外組合らは、このような訴外 S G S 社の状況についての情報を後記のように長谷川某を介して訴外東條から得ていながら、共同して、上記のような原告に対する社債販売の勧誘行為を行つたものである。

このような行為は、原告の心理の弱みを利用した、巧妙で悪質な詐欺行為であるといわなければならない。

- 4 請求原因(4)（訴外 SGS 社の社歴等）については、当事者間に争いがない。
- 5 請求原因(5)（被告らの取締役及び監査役在任）について検討する。
- (1) 被告石井が、平成 22 年 1 月ころ、訴外 SGS 社の取締役であったことは、当事者間に争いがない。
- (2) 被告諸野、被告福田、被告太田、被告甲斐、被告岡本及び被告廣瀬が、そのころ、同社の取締役又は監査役であったかについてみると、証拠（甲 1 の 1, 11, 12, 13 の 1・2, 乙 8～14, 被告廣瀬及び被告甲斐（但し、各乙号証及び両被告の供述については以下の認定に反する部分を除く。））及び弁論の全趣旨によれば、次のような事実を認めることができる。
- ア 訴外東條は、後記認定（6 の(2)②）のように、訴外 SGS 社の信用を増すための一環として、同社役員の増員を行うこととし、平成 21 年 7 月に入ったころの相前後する日々（7 月 2 日以降の日を含むものと推認される。）に、それぞれ、親戚関係にある被告諸野、訴外 SGS 社の下請会社社長である被告福田、友人である会社員の被告太田、同社の創業に関わった被告甲斐及び友人である被告岡本に対し、訴外 SGS 社の事業を拡大するので、同社の取締役として名前を貸して欲しいと依頼し、離婚した妻の母親である被告廣瀬に対し、同社の監査役に就任して欲しいと依頼し、各被告は、それぞれ、これに応じて同社の取締役又は監査役への就任を承諾した。
- イ なお、被告福田は、そもそも訴外東條から取締役就任の要請を受けなかった旨主張し、これに沿う陳述をする（乙 11）ので、この点についてみると、訴外東條は、被告福田に対して訴外 SGS 社の取締役への就任を依頼し、その承諾を受けた旨陳述しており（乙 8），被告福田以外の上記各被告は、訴外東條から上記の依頼を受けたことを争っていないところであり、他方、被告福田は、一旦は本人尋問の申請を行いながら、これを取り下げ、結局、上記同人の陳述は反対尋間にさらされておらず、これを信用

することができないといわざるを得ないことを併せ考えれば、被告福田も訴外東條から取締役就任の要請を受けて承諾したものと認めることができる。

ウ また、被告廣瀬は、本人尋問において、訴外東條から訴外SGS社の監査役就任の要請を受けた際、「そうなの」と応じただけで、承諾したものではなかった旨供述するので、この点についてみると、その供述によれば、訴外東條は被告廣瀬から相当額を借り入れていたのに返済をしないままとなっていたところ、訴外東條から被告廣瀬に対し、訴外SGS社の監査役に就任してもらって報酬として金員を支払いたい旨の申出があり、被告廣瀬としては、いくらかでも貸付金が戻るのであれば良いと思い、「そうなの」と応じたものであったことが認められ、そうすると、被告廣瀬には、監査役に就任する意思があったというべきであり、その意思は訴外東條に伝わっていたといえるから、結局、監査役就任を承諾していたものと認めることができる。

エ 訴外東條は、訴外SGS社の株主総会を開催することなく、平成21年7月31日、上記各被告の役員就任の登記手続を行ったが、このとき、就任日については、上記の各被告に対し就任を要請して承諾を得た日々から遡って、平成21年7月1日として登記した（甲12）。

オ 訴外組合が平成22年1月ころ原告に対して交付した訴外SGS社の会社案内には、同社の取締役及び監査役として、被告石井、被告諸野、被告福田、被告太田、被告甲斐、被告岡本及び被告廣瀬の氏名が明記されていた（甲1の1）。

カ 原告は、上記認定（3の(1)）のように、社債販売名下の詐欺行為の被害に遭ったものであり、そのことに気付いたことから、原告代理人弁護士らに相談し、同弁護士らは、平成22年2月3日到達の内容証明郵便で、訴外SGS社に対し、原告が被った損害につき、訴外SGS社、同社の役員

及び従業員に対して法的手続をとる旨の通知を行った（甲13の1・2）。

キ 訴外東條は、このままでは、上記のように就任を要請して承諾を得た各役員に対し、原告ら社債販売名下の詐欺行為の被害者らから損害賠償請求等の法的手続がとられることとなると考え、事前に各役員から承諾を得ることなく、平成22年3月19日、被告石井を除く上記6名の各被告について役員辞任の登記手続を行ったが、このとき、辞任の日については、上記損害賠償請求から免れることができるよう、平成21年11月2日として登記した（甲12）。

ク なお、この点につき、被告らは、上記各被告は平成21年11月ころには役員を退任していたと主張し、訴外東條は、名義を借りた役員全員に事情を話して同年11月2日付で役員を退任してもらった旨陳述し（乙8），被告太田及び被告諸野も、同月ころ、訴外東條から役員を辞めて欲しい旨の連絡を受けて承諾した旨陳述し（乙10，14），被告甲斐は、本人尋問において、訴外東條から、同月ころ、既に取締役を解任して手続を済ませた旨の報告を受けた旨供述するので、検討する。

(ア) 上記認定のように、上記各被告についての役員辞任の登記手続は、原告が役員に対する損害賠償請求を行う旨の通知を行った後であり、この事実経過からみて、訴外東條が役員への就任を依頼した各被告に対する損害賠償請求を免れようとして、役員辞任の登記手続を行ったものと推認され、そのためには、上記認定の社債販売名下の詐欺行為が行われる前の時点で役員を辞任しておく必要があるから、訴外東條は、辞任の日を遡らせて登記手続を行ったものと推認される。また、そう考えることが、平成22年1月に原告に交付された訴外SGS社の会社案内に各被告が役員として明記されていたこととも符合する。

(イ) 上記の訴外東條、被告太田及び被告諸野の各陳述は、同人らの利害関係を考慮すれば、直ちにこれを信用することができず、被告甲斐の供述

は、これをつぶさに見ると、平成21年1月ころ、訴外東條から、既に被告甲斐を取締役から解任したと事後の説明を受け、このとき、解任の登記を了した登記簿を見せられたと述べており、この供述自体、この時点では未だ登記手続は行われていない点、解任ではなく辞任の登記である点で、客観的事実に反する部分があり、やはり信用することができないといわざるを得ない。

- (ウ) さらに、仮に平成21年1月2日に辞職していたのであれば、4か月半にわたって登記手続が行われないままとなっていたことになるが、そのような放置が自然であると思えるような事情も全くうかがえない。
- (エ) そうすると、上記各被告は、少なくとも平成22年3月19日まで、訴外SGS社の役員の地位にあったものというべきである。

- (2) 以上のとおり、被告石井、被告諸野、被告福田、被告太田、被告甲斐、被告岡本及び被告廣瀬は、平成22年1月ころ、訴外SGS社の取締役及び監査役であったことができる。

6 請求原因(6)（訴外東條及び訴外SGS社の詐欺行為への加担）について検討する。

- (1) 訴外東條及び訴外SGS社が上記の訴外組合らによる原告への詐欺行為に加担していたかどうかについて検討する。

被告らは、訴外東條が、知人の紹介で知り合った長谷川某から、訴外SGS社の事業につき様々な助言を受けていたところ、同人から、投資家による訴外SGS社への1000万円の投資の提案あり、さらに、これに代わって、社債募集の方法によって1000万円を調達する提案がされ、訴外SGS社の資金繰りに窮していたから、訴外SGS社として借錢をすることであろうと考えて、これに応じただけであって、訴外東條及び訴外SGS社は、訴外組合らによる社債販売に全く関与しておらず、何も知らなかつたと主張し、上記の訴外組合らによる訴外SGS社の社債販売に係る詐欺行為への加担を

否定しており、訴外東條は、陳述書(乙8)において、これに沿った陳述をする。

(2) しかしながら、訴外東條の陳述書(乙8)及び弁論の全趣旨(主に被告らの主張)によれば、後記のように訴外東條の陳述はその全てを信用することができないものの、少なくとも、①訴外東條は、平成21年6月ころ、知人の紹介で、名の分からぬ長谷川某と知り合い、その後同人と東京都内で複数回会い、訴外SGS社の事業について説明したり、長谷川某から同人の事業の説明を受け、海外での両替事業への参加を誘われるなどし、香港を訪れて、同所でも複数回会っていたこと、②その後、訴外東條は、長谷川某と打合せを重ね、訴外SGS社の事業の目的に外貨の両替事業を加えることとし、更に、長谷川某と相談の上、訴外SGS社の信用を増すよう、その商号を変更し、資本金を増額し、役員の数を増員することとし、それぞれ措置を取り、登記も行ったこと、③この間、訴外SGS社は資金繰りに窮していたところ、長谷川某から、訴外東條に対し、訴外SGS社の資金調達として、訴外SGS社が社債を発行する方法によって資金を集めることが提案され、訴外東條は、これに応じ、長谷川某に訴外SGS社の社債発行を任せたこと、④訴外東條は、訴外SGS社の経理資料その他を長谷川某に手渡しており、また、その後、上記認定のように訴外組合らによる訴外SGS社の社債の販売が行われた際に、訴外SGS社は、これについての問い合わせを受けたが、長谷川某に任せた社債発行に係る問い合わせであると認識していたこと等の事実を認めることができる。

(3) そして、上記のような訴外組合らによる訴外SGS社の社債発行に係る詐欺行為が成功するためには、実在する訴外SGS社についての会社案内や社債販売の案内を交付するなどして原告を含む詐欺の相手方を信用させることが必要であり、そこに記載された訴外SGS社の住所、電話番号、代表取締役の氏名等は実在するものでなくてはならず、本件においても実在のものと

されたから、詐欺の相手方が、訴外SGS社に問い合わせ等を行ったときは、訴外SGS社が訴外組合らが提供した会社案内や社債販売の案内と平仄のあった応答を行うことが不可欠であり、そうすると、訴外組合らが詐欺の相手方に行なう欺罔内容について、少なくとも、訴外東條が、訴外SGS社の代表取締役として、その必要な範囲で認識を共通にしていなければならず、本件においても、そうしていたであろうことが容易に推認できる。

- (4) 以上のとおりであるから、訴外東條が、長谷川某なる人物と頻繁に打合せを重ね、同人に訴外SGS社の情報を提供し、訴外SGS社の外形的信用を高める措置をとり、同人に訴外SGS社の社債発行を依頼したこと等の事実関係に加え、上記のように、訴外組合らによる訴外SGS社の社債発行に係る詐欺行為における欺罔内容について、訴外東條が訴外SGS社の代表取締役として一定の共通認識を持っていなければならず、そうであったであろうことを併せ考えれば、訴外東條は、その行為者の具体的な人名等はともかく、上記のように各種事業を行なっていて成長が期待できるという会社案内や高い利率を謳った社債販売の案内等を用いて詐欺行為が行なわれることを知つており、これを知りながら、詐欺行為に加担したものと推認せざるを得ない。
- (5) そして、訴外東條は、上記認定のように、頻繁に打合せを重ね、連絡を取り合っていた相手である人物について、名の分からぬ「長谷川某」と供述し、その正確な姓名、住所、連絡先等について供述しないものであり、同人が、このような極めて不自然な供述姿勢を取っていることに照らしても、その供述の全てを信用することはできず、訴外東條が、訴外組合らの訴外SGS社の社債販売に係る詐欺行為のことを何も知らなかつたと供述する部分については、到底、これを信用することができない。
- (6) してみると、訴外東條は、訴外組合らが、原告を含む一般人に対して欺罔を行い、訴外SGS社の新株予約権付社債の販売名下に、その代金として金員を騙取するについて、詐欺行為が行なわれることを知りながら、訴外SG

S社の代表取締役として、これに加担したということができる。

なお、被告らが、直接上記の社債販売名下の詐欺行為に加担したと認めるに足りる証拠はない。

7 請求原因(7)（取締役及び監査役の責任）について検討する。

(1) まず、被告らは、訴外SGS社は訴外組合らによる社債販売に関与していないから、被告らが同社の取締役又は監査役として責任を問われることはない旨主張するが、上記認定のように、訴外SGS社は、代表取締役が詐欺行為を認識して、これに加担していたのであり、会社としても、これに加担していたといえ、主張の前提を欠くものであって、採用できない。

(2) また、被告らは、仮に訴外SGS社が社債販売に加担していたとしても、それは代表取締役である訴外東條が内密に行っていしたものであって、被告らがこれを監視監督して是正することはできなかった旨主張するが、上記認定のように、訴外組合らから勧誘を受けて訴外SGS社の会社案内や社債販売の案内を交付された原告ら詐欺の相手方が、訴外SGS社に対して、問い合わせ等を行ってきた場合には、これら案内の内容と平仄の合った応答を行わねばならないから、訴外東條は、代表取締役として、同社内の一定範囲の役員ないし従業員に対して、その旨を指示していたことが推認され、そうすると、訴外東條が社内に内密にしていたというものではなく、訴外SGS社の取締役及び監査役としては、これを監視監督することが可能な状況であったというべきである。

(3) さらに、被告らは、被告諸野、被告太田、被告甲斐、被告岡本及び被告廣瀬は、取締役及び監査役として名義を貸したに過ぎず、実質的に会社の経営に関与しておらず、役員報酬も受け取っていないのであるから、その責任を問われる立場にはない旨主張する。

しかしながら、株式会社の取締役は、業務執行の全般を監視し、必要があれば取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じ

て業務執行が適正に行われるようすべし職責を有するものであつて、そのことは、就任に際して、代表取締役から、名前だけの取締役であつてその職責を果たさなくとも良い旨告げられて、そのように合意していたとしても、対第三者との関係で任務懈怠に基づく責任を問われる場合に、そのことを理由にその職責を免れることにはならないというべきである。

そして、この趣旨は、業務監査の職責も有する監査役についても同様に妥当するものというべきである。

(4) さらに、役員の監視監督義務としてみた場合、訴外組合らが首謀者であるともうかがわれるものの、訴外SGS社が詐欺行為に加担して原告ら一般人から資金を集めているというように、会社が違法行為を行っているという場面にあっては、代表取締役の放漫経営や経営判断の誤りによって第三者に損害を与えていたというような場面と比較して、取締役に期待されるより基本的な監視義務を尽くしていないというべきであり、この点からも容易にその義務を免れるというわけにはいかないと考える。

(5) そうすると、証拠(乙13)によれば、訴外SGS社に常時出勤し、当時、社債発行について訴外東條から聞かされていた被告石井が取締役として監視監督責任を免れないことは勿論であるが、被告諸野、被告太田、被告甲斐、被告岡本及び被告廣瀬が、訴外SGS社に必ずしも出勤しておらず、報酬を受け取っていたものではなく、実質的に経営に関与していなかつたとしても、そのことをもって、取締役又は監査役として、その監視監督責任を免れないといわざるを得ない。

8 請求原因(8)のうち、訴外SGS社が、平成22年3月ころ、事実上倒産したことについては、当事者間に争いがなく、原告が騙取された上記社債代金の返還を受けていないことについては、証拠(甲9)及び弁論の全趣旨によって、これを認めることができる。

9 請求原因(9)のうち、原告の損害については、上記のように、原告は合計32

00万円を社債購入代金名下に騙取されており、これを原告の損害額と認める
ことができ、さらに弁護士費用相当損害金は損害額の一割程度が相当であるか
ら、損害額は原告の主張のとおりであることが認められる。

10 以上によれば、訴外SGS社は、上記のように訴外組合らが新株予約権付社
債の販売名下に行なった詐欺行為に加担したものであるから、不法行為に基づ
き損害賠償責任を負い、被告らは、取締役又は監査役として、会社法429条
1項に基づき、損害賠償責任を負うといわなくてはならない。

第4 結論

以上から、原告の請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり判
決する。

東京地方裁判所民事第10部

裁判官 堀内正

これは正本である。

平成 23 年 12 月 21 日

東京地方裁判所民事第 10 部

裁判所書記官 鶴葉子